



# 山形県公報

令和2年11月30日(月)

号 外 (33)

## 目 次

### 条 例

- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する  
条例…………… (人 事 課) … 3
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… ( 同 ) …同

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第52号) (人事課)
  - 1 議会の議員及び知事等に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き下げることにした。(改正条例第1条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係)
  - 2 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き下げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。(改正条例第2条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係)
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第53号) (人事課)
  - 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
    - (1) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の122.5(特定幹部職員にあっては、100分の102.5)に引き下げることにした。(改正条例第1条の規定による改正後の第20条第2項及び第3項関係)
    - (2) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)に引き下げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。(改正条例第2条の規定による改正後の第20条第2項及び第3項関係)
  - 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
    - (1) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き下げることにした。(改正条例第3条の規定による改正後の第5条第2項関係)
    - (2) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き下げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。(改正条例第4条の規定による改正後の第5条第2項関係)
  - 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
    - (1) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き下げることにした。(改正条例第5条の規定による改正後の第6条第2項関係)
    - (2) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き下げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。(改正条例第6条の規定による改正後の

第6条第2項関係)

- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)の改正は、令和3年4月1日から施行することとした。

---

## 条 例

---

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第52号

#### 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

---

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第53号

#### 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の107.5」を「100分の102.5」に改める。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に

改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。